

平成十八年三月十日受領
答弁第一一七号

内閣衆質一六四第一一七号

平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費（いわゆる機密費）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費（いわゆる機密費）に関する質問に対する答弁書

一について

外務省の報償費は、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用するために設けられている経費である。

二について

現在、我が国の予算には「機密費」という予算科目はない。「機密費」が報償費のことを意味するのであれば、一についてでお答えしたとおりである。

三について

交際費は、儀礼的・社交的な意味で部外者に対し支出する一方的・贈与的な性質を有する経費である。

四から十八までについて

外務省としては、大規模レセプションの経費、酒類の購入経費、在外公館長赴任の際などにおける贈呈品の購入経費、文化啓発用の日本画購入経費及び本邦関係者が外国訪問した際の車両借り上げ経費については、報償費から支出しないこととしている。これらの支出に関する情報が、お尋ねの情報に該当するか

否かについては、具体的事情が明らかでないため、外務省として一概に回答することは困難である。

文化啓発とは、一般に、文化に関する知識を教示して理解を深めることを意味するものと承知している。御指摘の「事務経費」の具体的内容が明らかではないため、右に述べた車両借り上げ経費以外の「事務経費」については、外務省としてお答えすることは困難である。

十九について

外務省が使用する報償費については、国会の審議を受け、議決を経た予算に計上されている。